港の朝市開催要綱

平成２２年４月１日制定

（目的）

第１条　この要綱は、港の朝市（以下「朝市」という。）を開催することにより、農林水産物や加工品の販路拡大と新たな産品の開発を推奨し、町内産業経済の振興と活性化を図るとともに、消費者と生産者及び商業者の交流を図り相互信頼の確保と観光振興並びに誘客対策の一助とすることを目的に定めるものとする。

（運営組織）

第２条　朝市の円滑な運営を図るために、港の朝市運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関しては別に定めるものとする。

２　朝市出店者は、出店者で組織する組合を設立し、管理・運営にあたらなければならない。

（開催場所）

第３条　朝市の開催場所は、東伊豆町役場庁舎立体駐車場１階（東伊豆町稲取３３５４番地）とする。ただし、社会情勢の変化、その他の事情により移動を必要とする場合は、運営委員会の協議により決定する。

（開催日及び開催時間）

第４条　朝市の開催日は、次の各号に定める日とする。

（１）毎週土曜日、日曜日及び祝祭日

（２）年末年始の１２月２９日から翌年１月３日の期間

（３）お盆期間の８月１３日から１６日の期間

（４）その他、運営委員会が特に必要と認める日

２　開催時間は、午前８時から正午までとする。ただし、季節によって開催時間を変更することができる。

（庁舎立体駐車場使用許可条件）

第５条　町長は、防災対策、災害対策あるいは特別の事由により庁舎立体駐車場１階を使用する必要があるときは、朝市の開催を中止することができる。

２　出店者は、朝市開催日の午前７時００分から開催場所を使用することができるものとする。

３　出店者は、朝市開催日初日の前日から出店準備をしようとするときは、午後９時以降でなければならない。

４　出店者が出店に用いた資機材・出店品等は全て持ち帰り、駐車場機能を回復させなければならない。ただし、運営委員会が認めたものはこの限りではない。

（出店者）

第６条　朝市の出店者は、東伊豆町内に住所又は事業所を置く者で、農林水産物の生産者、加工品製造者及び商業者（大型店舗等を営む事業者等は除く。）とする。ただし、運営委員会が出店の必要性を認めた者については、この限りではない。

２　朝市の出店をしようとする者は、出店申請書（様式第　号）に関係書類を添えて申請し、運営委員会の許可を得なければならない。

３　無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成１１年法律第１４７号）第８条第２項第１号の処分を受けている、若しくは過去に受けたことのある団体及び代表者、主催者又はその構成員及び協力者等は、出店することができない。

４　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる行動を行う団体の代表者、主催者又はその構成員及び協力者等は、出店することができない。

（出店期間）

第７条　運営委員会が出店者に許可する出店期間は、最長２ヵ年までとする。

２　継続して出店しようとする出店者は、出店許可期限の１ヶ月前までに出店申請書（継続申請）に必要書類を添えて運営委員会に申請し、継続の許可を得なければならない。

（販売品目）

第８条　朝市で販売する品目は、地域の農林水産物、加工品及び土産物品並びに日用雑貨及び民芸品等とする。ただし、運営委員会が朝市の振興に特に必要があると認める場合は、この限りではない。

２　出店者は、届け出た販売品目を変更・追加・削除しようとするときは、事前に運営委員会に販売品届出書（様式第　号）を提出し、承認を得なければならない。

３　食料品又は飲食物を販売する出店者は、食品安全基本法、食品衛生法その他関係法令に抵触する行為や違反があってはならない。

４　運営委員会は、前３項の規定に違反して販売する出店者に対して、改善の勧告をすることができる。

（販売価格）
第９条　販売価格は、第１条の目的を認識したうえで、出店者の自覚と責任において定めるものとする。
２　運営委員会は、同一品目の出店者と比較して著しく妥当性を欠く価格で販売する出店者に対して、他の出店者との協調性を維持するよう勧告することができる。

（出店の取消し）
第１０条　運営委員会は、出店の許可を与えた後、出店者に第６条第３項及び第４項の規定に反する事実が判明したときは、直ちに出店許可を取り消さなければならない。
２　運営委員会は、出店者が第８条及び第９条に規定する勧告をしてもなお改善がなされない場合、その出店者に対して改善命令を発するものとする。
３　運営委員会は、改善命令を発してもなお改善の意思がないと判断される出店者に対しては、出店許可を取り消すものとする。

（その他事項）
第１１条　この要綱に定めるもののほか、必要事項は運営委員会で協議して定める。

附　則
（施行日）
１　この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。
（港の朝市実施要綱の廃止）
２　港の朝市実施要綱（平成９年港の朝市要綱第１号）は、廃止する。